

第 15 回加賀市都市計画審議会

議 案 書

平成 27 年 1 月 14 日（水）午後 1 時 30 分から

加賀市役所別館 3 階 302 会議室

加賀市都市計画審議会

目 次

1. 委員名簿 -----	2
2. 審議事項履歴 -----	3
3. 審議会議案 -----	5

加賀市景観計画の変更について

1. 委員名簿

資格	氏名	現職
条例第2条第2項 第1号委員 (学識経験者)	高山 純一	金沢大学 理工研究域環境デザイン学系教授
	馬場先 恵子	金沢学院大学 美術文化学部教授
	水野 さや	金沢美術工芸大学 芸術学准教授
	久保田 清忠	加賀農業協同組合長 加賀市観光交流機構副会長
	河畑 靖宏	不動産鑑定士
条例第2条第2項 第2号委員 (市議会議員)	中谷 喜英	加賀市議会議員
	今津 和喜夫	加賀市議会議員
条例第2条第2項 第3号委員 (関係行政機関の職員)	松本 英好	石川県南加賀土木総合事務所長
	朝田 泰司	石川県南加賀農林総合事務所長
	石原 一秀	大聖寺警察署長
条例第2条第2項 第4号委員 (市に住所を有する者)	村田 和人	山中温泉財産区管理会委員
	喜多 昌恵	加賀市じりつ支援協議会 相談支援事業所連絡会相談支援専門員

2. 審議事項履歴

審議会	年月日	議 案 等	備考
第1回	H18.10.30	都市計画及び都市計画審議会について	新委員委嘱 会長選出
第2回	H18.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.4.21号東山線の変更 3.5.27号山代動橋線の変更 ・加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3.5.29号中央街通線の廃止 	
第3回	H19.9.7	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画土地区画整理事業の決定 橋立土地区画整理事業の決定 	継続審議
第4回	H19.9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画土地区画整理事業の決定 橋立土地区画整理事業の決定（継続審議） 	継続審議
第5回	H19.10.3	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画土地区画整理事業の決定 橋立土地区画整理事業の決定（継続審議） 	現地視察後審議
第6回	H20.3.13	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.3.1号加賀国道線の変更 	
第7回	H21.1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 加賀公共下水道（片山津処理区） 雨水排水ポンプ施設及び雨水調整池の追加 	
第8回	H21.12.16	<ul style="list-style-type: none"> ・橋立土地区画整理事業に対する意見書について ・加賀市都市計画マスタープランについて 	異動、市議選に伴う委員委嘱
第9回	H23.3.16	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画及び都市計画審議会について ・加賀市景観計画（案） ・加賀市都市計画マスタープラン（案） 	新委員委嘱 会長選出
第10回	H24.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 排水区域の追加 ・加賀都市計画用途地域の変更（加賀市決定） 工業専用地域の追加 	
第11回	H24.10.19	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.4.30号山代栗津線の変更 ・加賀都市計画地区計画の決定（加賀市決定） 新保北地区 	異動に伴う委員委嘱
第12回	H24.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・山中都市計画道路の変更（加賀市決定） 3.5.6号加美谷線の変更 	

第13回	H25. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3. 4. 22 号山代駅山中線 ・ 加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3. 5. 12 号加賀温泉駅前2号線 ・ 加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 加賀温泉駅前作見地区地区計画 ・ 特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について 	
第14回	H25. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・4・ 1 号大聖寺駅畑線 3・4・41 号片山津インター山代線 3・5・28 号常盤線 ・ 加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3・4・23 号万松園通線 3・4・32 号山代大和町線 3・5・45 号合河片山津線 3・6・ 4 号本町錦城山線 3・6・ 6 号岡町通線 3・6・ 7 号関町上福田線 	

3. 審議会議案

加賀市都市計画審議会 殿

加賀市長 宮元 陸

第 15 回加賀市都市計画審議会の案件について

景観法第 9 条第 8 項の規定により、下記の案件について加賀市都市計画審議会の意見を求めます。

記

議案番号	議 案
議案第 1 号	加賀市景観計画の変更について

議案第 1 号

加賀市景観計画の変更

加賀市景観計画を次のように変更する。

変更の概要	加賀市景観計画 掲載ページ
1. 太陽光発電設備について	
(1) 行為の制限に関する事項 届出対象に太陽光発電設備等を追加する	P56
(2) 景観計画区域の景観形成基準 下記の努力義務を追加する ①太陽光発電設備等は、公共空間・施設から認識できる場所に設置しないこと ②やむを得ず設置する場合は、目隠し修景により望見できないよう工夫すること ③パネルは反射が少なく模様が目立たないものを採用すること	P58、P59
(3) 景観形成区域の景観形成基準 景観計画区域と同じ	P62、P63
2. その他	
(1) 加賀市の景観特性 ・自然を背景に文化が栄えた地域である旨を追加する ・白山信仰、東谷地区の重伝建選定及び加賀温泉郷に関する事項を追加する	P6
(2) 景観形成の目標 目標設定にあたっての、橋立及び東谷の景観の特徴に関する表現を修正する	P14
(3) 景観形成の推進体制 行政の役割に景観教育の推進を追加する	P92
市民意識の醸成施策の例に街並み絵画展の実施を追加する	P94
行政による先導的な景観形成の施策の例に屋外広告物の撤去費補助と地域固有の街並み形成の推進を追加する	P96
(4) 用語解説 解説用語を追加する	参考資料 P4

理 由

東日本大震災以降、太陽光をはじめとするクリーンエネルギーによる電力確保の気運の高まりや再生可能エネルギーの買取制度の導入により、市内においても太陽光発電設備の設置が増加している。しかし、大規模な太陽光パネルの設置は良好な景観を阻害するおそれがあるため、一定規模を超える太陽光発電設備等の設置を届出対象行為に加え、景観形成基準を定める。

また、平成 23 年 3 月に公表した加賀市歴史文化基本構想との整合を図るため、白山信仰、加賀温泉郷等の事項を追加、修正するとともに、景観形成の推進に景観教育が重要であるため、これを行政の役割として追加する。

加賀市景観計画変更箇所

○○○○ : 追加箇所

⊖⊖⊖⊖ : 削除箇所

平成 26 年 12 月

(2) 歴史文化

・加賀市は、豊かな自然環境を背景に、様々な文化が栄えた地域です。市内には、縄文時代の集落遺跡があり、藩政時代は大聖寺藩として栄え、九谷焼や山中塗りなどの伝統工芸や芸能文化など、数多くの歴史・文化資源を有しています。

- ・加賀市には、代表的な縄文集落遺跡である柴山出村遺跡をはじめ、法皇山横穴古墳群など数多くの遺跡・古墳があります。
- ・仏教の伝播により市域に数多くの寺院が造営され、地域最大の畏敬の対象である白山への信仰と、神仏習合の思想による独自の信仰体系を形成しました。白山信仰は、近世以降も引き継がれ、現在も市内各所で白山神を祀る神社や、白山を臨む通りなどがみられます。
- ・江戸時代には、加賀藩前田利常の第三子利治が大聖寺藩主となり、十万石の城下町が大聖寺に形成され、動橋は北国街道の宿場町として栄えました。
- ・加賀市は、大聖寺藩の歴史文化や、先人達が築き上げた九谷焼や山中塗りなどの伝統工芸や芸能文化などの歴史・文化資源を数多く有しています。松尾芭蕉や北大路魯山人などの文化人もこの地を訪れています。
- ・江戸時代後半から明治時代にかけて、莫大な富を得ていた北前船にかかわる人々により、橋立地区や瀬越町が発展しました。
- ・東谷地区などの山間地においては、古民家や土蔵などをはじめとする昔ながらの山村景観が残っており、平成20年6月には「山中温泉ひがしたに地区保存会」が発足し、地域の古民家や山村文化などの保存に取り組んでいます。み、平成23年には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。
- ・加賀温泉郷は、総湯を囲むように宿屋が立ち並ぶ「湯の曲輪」などが残る山代、温泉街を貫く「ゆげ街道」や溪谷美の山中、湖畔に温泉宿が並び雄大な白山連峰を望む片山津など、北陸を代表する観光地として発展を遂げました。



東谷の風景 ※写真変更



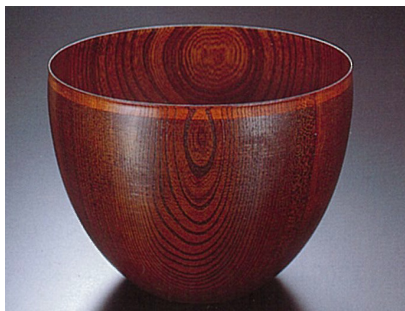
橋立の風景 ※瀬越の街並みから変更



大聖寺山ノ下寺院群



九谷焼



山中塗り



山代温泉湯の曲輪 ※法皇山から変更

(2) 良好な景観形成に関する方針

上位関連計画を踏まえ、良好な景観形成に関する方針を以下のように設定します。

①景観形成の目標

加賀市は南部の大日山系の山間・中山間地から大聖寺川と動橋川の二つの川が北上して流れ、その流域の江沼平野には豊かな穀倉地帯を形成する田畑、さらに、北部の海岸部や丘陵部には果樹園などが広がっています。

また、市内随所から白山などの山並みへの眺望を望むことのできることや、城下町の風情を残す大聖寺、北前船主の里として重要伝統的建造物群保存地区に選定されている栄えた橋立、山村としての景観を色濃く残す赤瓦と煙出しが特徴的な東谷など魅力的な景観が数多くあります。 市内の民家では、明治以降の近代化の象徴である赤瓦が残り、加賀市固有の景観を特徴づけています。

本計画は、このような自然、歴史・文化に培われた“加賀市らしい景観”を保全し、各々を調和させることで「自然と歴史・文化が織り成す美しい景観」を形成することを目標とします。

「自然と歴史・文化が織り成す美しい景観の形成」
～誇りと愛着をもてるふるさとの景観づくり～



大聖寺からの白山



柴山潟からの白山



北前船主の里（橋立町） ※追加



赤瓦と煙出しの山村集落（山中温泉大土町） ※追加

3. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

良好な景観を形成するため、景観に対して影響を及ぼすと考えられる建築行為等について、一定のルールが必要となることから、良好な景観形成に関する方針に基づき、届出の対象となる行為を設定します。

届出対象行為は、建築物及び工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更とします。

行為の種類		区域の名称		
		景観計画区域	景観形成地域	景観整備地区
届出対象	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200㎡を超えるもの	全て
		<u>太陽光発電設備等を使用または設置する建築物については、モジュール面積の合計が100㎡を超えるもの</u>		
	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの	
		<u>太陽光発電設備等については、モジュール面積の合計が100㎡を超えるもの</u>		
	開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの	

【届出等の対象となる工作物】

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に掲げる電気事業者及び同項第12号に掲げる卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- (3) 広告塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、塀その他これらに類するもの
- (6) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する遊戯施設で原動機を使用するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- (12) 自動車車庫の用途に供する立体的な駐車施設
- (13) 太陽光発電設備等(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備)で建築物以外のもの

(3) 景観形成基準

良好な景観を形成するため、届出対象行為を行う場合には、本計画の「良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、届出対象行為を実施する周辺の景観を十分把握した上で、当てはまる景観類型の方針及び以下の景観形成基準に適合するよう努める必要があります。

①景観計画区域の景観形成基準

【建築物及び工作物】

項目	景観形成基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 ・敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。 ・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりとuring おいのある空間の創出に配慮する。 ・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。 ・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えずに済む位置とする。 ・鉄塔などの工作物を設置する場合は、周辺の景観に圧迫感や違和感を与えないような位置や足元の緑化などに配慮する。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、効率的に必要な最低限の数になるよう工夫する。 ・携帯電話基地局などの鉄塔やアンテナを設置する場合、周辺の鉄塔などの工作物と20m以上離隔距離を設けた位置に設置するよう努める。 ・<u>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から認識できる場所には設置しないよう努める。</u> ・<u>地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</u>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和した形態意匠とするよう配慮する。 ・市街地景観においては魅力ある都市景観の創出に配慮する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮する。 【壁面】 ・長大で、単調な壁面はできる限り避け、周辺の景観に圧迫感を与えない表情豊かな形態意匠に配慮する。 ・壁面の形態意匠は正面だけではなく側面や背面からの見え方にも配慮する。

項目	景観形成基準
形態・意匠	<p>【建築設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。 空調設備等の室外機は外部から直接見えないよう設置位置や目隠しなどを工夫する。 <p>【付属物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 日本工業規格(JIS Z8721)に定める彩度10以下の落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色は避け、周辺景観との調和に配慮する。 ただし、次に掲げる場合には使用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ①自然素材で、表面に着色していない場合 ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合 ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合 ④その他市長が必要と認める場合 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 同一敷地内に、複数の建築物等がある場合は、統一感のある色彩に配慮する。 優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。 複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 大規模な建築物や鉄塔などの工作物は、単調な色彩を避け、形態や意匠の変化に対応して色彩の分節を図るなど、周辺の景観に圧迫感を与えない親しみやすい景観形成に配慮する。 <u>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</u> 【通信用アンテナの色彩基準】 携帯電話基地局などの鉄塔やアンテナの外観の色彩色は、以下の範囲のマンセル値を推奨とする。 色彩範囲：10YR/5.0/2.0～5Y/3.0/2.0（色相/明度/彩度） 尚、推奨色以外を使用する場合には、周辺の景観との調和に配慮する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建築物と同様の素材又はそれと調和する素材の使用に配慮する。 耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により景観の質が低下しにくい素材の使用又は、自然素材等経年変化により風合いの増す素材の使用に配慮する。 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。

項目	景観形成基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のまちなみのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。 ・調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観の形成に配慮する。 ・山並みや海岸線等の自然景観を広範囲に遮らないような位置、高さとする。 ・<u>太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から認識できる場所には設置しないよう努める。</u> ・<u>地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。</u>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和した形態意匠とするよう配慮する。 ・市街地景観においては魅力ある都市景観の創出に配慮する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮する。 【壁面】 ・長大で、単調な壁面はできる限り避け、周辺の景観に圧迫感を与えない表情豊かな形態意匠に配慮する。 ・壁面の形態意匠は正面だけではなく側面や背面からの見え方にも配慮する。 ・伝統的な意匠が残る建築物等の改築等にあたっては、外壁の全部又は一部を保存して活用するなど形態意匠の保全継承に配慮する。 【屋根】 ・田園・海岸・丘陵・山間部景観の集落においては、周辺の屋並みに合わせて勾配屋根とするなど、調和のとれた形態とするよう配慮する。 【建築設備】 ・外壁及び屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。 ・空調設備等の室外機は外部から直接見えないよう設置位置や目隠しなどを工夫する。 【付属物等】 ・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。 ・自然景観の優れた場所では、周辺と調和した形態意匠となるよう配慮する。 ・地域の個性や伝統を活かした形態意匠となるよう配慮する。 ・地域のランドマークとなる建築物等は、周辺の景観を先導する形態意匠とするよう配慮する。 ・3階建て以上の集合住宅のベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。

項目	景観形成基準																
外 観 の 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 • 同一敷地内に、複数の建築物等がある場合は、統一感のある色彩に配慮する。 • 優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。 • 複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 • 大規模な建築物等では、単調な色彩を避け、形態や意匠の変化に対応して色彩の分節を図るなど、周辺の景観に圧迫感を与えない親しみやすい景観形成に配慮する。 • 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。 • 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表のとおりとする。 • 工場や倉庫等においては、周辺景観と調和し無表情にならない色彩を工夫する。 • <u>太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。</u> • 【通信用アンテナの色彩基準】 携帯電話基地局などの鉄塔やアンテナの外観の色彩は、以下の範囲のマンセル値を推奨とする。 色彩範囲：10YR/5.0/2.0～5Y/3.0/2.0（色相/明度/彩度） 尚、推奨色以外を使用する場合には、周辺の景観との調和に配慮する。 • 建築物等及び工作物（通信用アンテナ部は除く）の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格(JIS Z8721)に定める三属性（マンセル表色系）に基づき、別表に示す範囲の色彩を使用する。 ただし、次に掲げる場合には使用しない。 ①自然素材で、表面に着色していない場合 ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合 ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合 ④古代赤瓦（歴史的赤茶色粘土瓦）及びそれに準じた赤瓦を使用する場合 ⑤その他市長が必要と認める場合 <p style="text-align: center;">【別表】色彩の数値基準(JIS Z8721 による)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">色相</td> <td style="text-align: center;">0.1R～5Y</td> <td style="text-align: center;">5.1Y～10Y</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">明度</td> <td style="text-align: center;">3～8.5</td> <td style="text-align: center;">3～8.5</td> <td style="text-align: center;">3～8.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">彩度</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> </tbody> </table>		基準			色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他	明度	3～8.5	3～8.5	3～8.5	彩度	6以下	4以下	2以下
	基準																
色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他														
明度	3～8.5	3～8.5	3～8.5														
彩度	6以下	4以下	2以下														

第5章 景観形成の推進体制

1. 参画と協働による景観づくり

美しい景観形成の推進のためには、市民一人ひとりが景観形成を担っていることを認識することが重要です。

そのため、市民・事業者・行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ、参画・協働しながら地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を推進することが必要です。

(1) 市民の役割

- ・郷土の景観に関心をもつ
- ・前庭の緑化など、見られる部分からの景観づくりに取り組む
- ・周辺の景観と調和する建築物等の建築に配慮する
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

(2) 事業者の役割

- ・産業活動において、周辺との調和に十分配慮した景観形成に努める
- ・清掃・美化活動など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・屋外広告物の掲出の際に、大きさや色などに配慮する
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

(3) 行政の役割

- ・公共事業において良好な景観の保全・創出に先導的な役割を担う
- ・景観計画に関連する施策や事業を総合的に活用・推進する
- ・景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚を図る
- ・次代を担う子供たちに対する景観教育を推進する
- ・市民、事業者、地域、各種団体等の景観活動を推進・支援する
- ・景観に関する総合窓口の充実や庁内の連携体制を強化する

(1) 市民意識の醸成

①景観に関する意識啓発事業の展開

加賀市を代表する景観から地域に育まれている小さな景観まで多様な景観が市内にあることや、それらを守り育てることの大切さについて広く市民や事業者に啓発し、景観形成に対する理解と協力を得るための素地づくりを推進します。

◆施策の例

- ・ 景観シンポジウムやフォーラムの開催
- ・ 景観まちづくりに関する出前講座の開催
- ・ 総合学習などと連携した景観教育の推進

②景観資源の掘り起こし・共有化

市内に埋もれている景観資源や阻害されている景観など市民とともに掘り起こし、その価値を再認識し、共有する取組を推進します。

◆施策の例

- ・ フォトコンテストの実施
- ・ 景観タウンウォッチングなどの実施
- ・ 地域での景観ワークショップの実施
- ・ 町並み絵画展の実施

③情報の収集・発信

景観計画や景観資源、まちづくり活動やイベントなどの情報を一元化し、様々な媒体を通じて情報発信を行います。

◆施策の例

- ・ 景観データベースの構築
- ・ 広報、ホームページを活用した情報発信
- ・ 景観情報誌やパンフレットの作成、配布

④景観に関する窓口の充実

建築物の建築や屋外広告物、緑化、環境美化など景観に関する窓口の一元化を図り、市民や事業者が相談をしやすい体制の充実を図ります。

◆施策の例

- ・ 景観窓口の充実
- ・ 窓口一元化のPR

(3) 行政による先導的な景観形成

①景観法等の活用

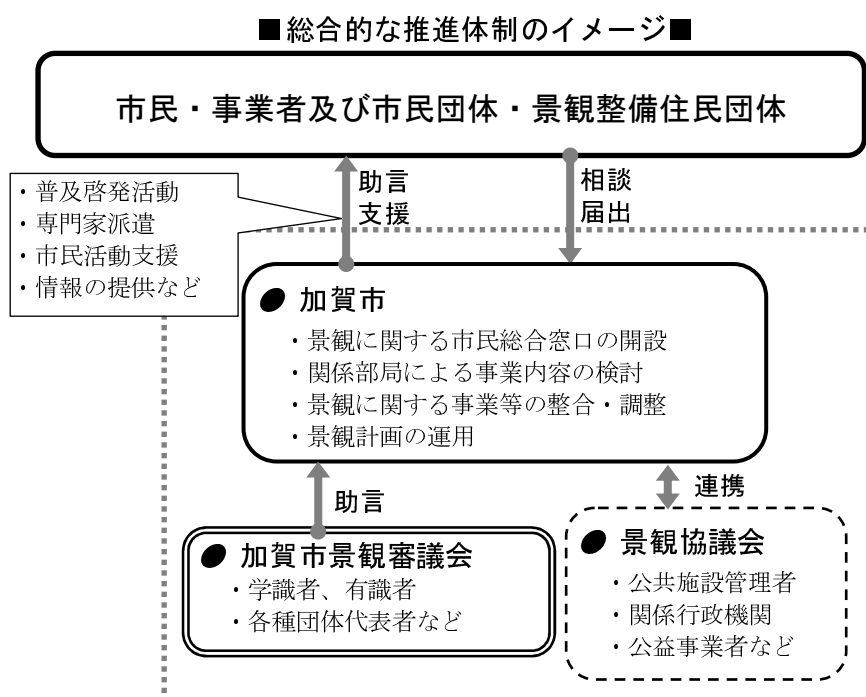
景観法など景観に関する各種制度を活用した景観の保全・育成等に努めます。

◆施策の例

- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- ・ 重要文化的景観選定の検討
- ・ 景観農業振興地域整備計画の検討
- ・ 県からの屋外広告物に関する権限委譲の検討（屋外広告物条例の検討）
- ・ 景観阻害要素となる屋外広告物の撤去費用の補助
- ・ 景観整備地区指定の拡充、景観整備地区指定の検討
- ・ 眺望景観に関する規制誘導策の検討
- ・ 景観協定制度の活用
- ・ 景観に関する表彰制度の充実
- ・ 地域固有の町並み形成の推進

②景観形成の推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ市民や事業者、各種団体、施設の所有者や管理者など、多様な利害関係者間の連携や協力が不可欠であり、景観計画の実効性確保のために、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築することが求められます。



用語解説

「あ」 行

・ あかがわら 赤瓦

加賀橋立や加賀東谷の家屋に多く使用されている赤褐色の瓦

・ アイストップ

見通しの良い交差点などにおいて、人の視線を引き付ける樹木や建物など

・ いしょう 意匠

建築物などの形・色・模様・配置などについて加えるデザイン

・ おくがいこうこくぶつ 屋外広告物（広告物）

商業広告に限らず「常時又は一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示・掲出されたもの」（屋外広告物法第2条第1項）

「か」 行

・ がいこう 外構

建築物などの外回りの総称で、塀や生垣、門扉、車庫、庭、アプローチなど

・ かんこく 勧告

景観計画に定められた景観形成基準に適合しない場合、景観法に基づき、景観行

政団体の長が施主などに設計の変更などの必要な措置をとるよう指導すること

・ きちょうしよく 基調色

建築物などの外壁や屋根などの大部分を占め、外観の基本的なイメージを形成している色

・ くかくけいしつ 区画形質

土地の大きさや形、質のこと
道路・水路等の新設、変更、廃止などを行う土地の区画変更、切土・盛土などによる土地の高さの変更、農地や雑種地などを宅地などの目的に変更する土地の質の変更のこと

・ けいたい 形態

外から見た形やありさま

・ けいかんぎょうせいだんたい 景観行政団体

景観法に基づく仕組みを実施できる地方公共団体で、加賀市は平成18年に石川県の同意を得て景観行政団体になっている

・ けいかんけいかく 景観計画

景観行政団体が景観法の手続きで定める良好な景観形成に関する計画

景観計画では、

○景観計画区域

○良好な景観形成に関する方針

○良好な景観形成のための行為の制限

○景観重要建造物・樹木の指定方針

などを定めることができる